

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

令和7年7月11日

飯塚市長 武 井 政 一

公売公告兼見積価額公告

公売参加申込開始日時	令和 7 年 7 月 11 日 午後 1 時 00 分
公売参加申込終了日時	令和 7 年 7 月 29 日 午後 11 時 00 分
公売開始日時	令和 7 年 8 月 5 日 午後 1 時 00 分
公売締切日時	令和 7 年 8 月 7 日 午後 11 時 00 分
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する インターネット公売システム上
公売方法	期間せり売り
売却決定日時	令和 7 年 8 月 8 日 午前 10 時 00 分
売却決定場所	飯塚市役所 税務課
買受代金納付期限	令和 7 年 8 月 15 日 午後 2 時 30 分
公売保証金額	別紙のとおり
見積価額	別紙のとおり
買受人の資格その他の要件	以下のいずれかに該当する方は公売へ参加できません。 1 18 歳未満の方 2 日本語を完全に理解できない方 3 国税徴収法第 92 条（買受人の制限）又は同法第 108 条第 1 項（公売参加者の制限）に該当する方 4 飯塚市が定めるインターネット公売ガイドライン及び KSI オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方 5 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
公売財産上の質権抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
公売財産及び注意事項	別紙のとおり
その他の事項	別紙 2 のとおり

- 1 この公売に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売財産の入札にかかる買受の申込みをしようとする者（以下、「入札者」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 3 公売保証金の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（一部のカードを除く）に限ります。
- 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての公売の参加は、その納付後でなければできません。
- 5 一度行った入札は、取消しができません。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定し売却決定を行います。
- 7 最高価申込者決定時において、ログインIDを最高価申込者氏名とみなします。
- 8 公売財産に係る市税・国民健康保険税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても、取消すべき重大な理由があるときは売却決定を取消します。
- 9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。財産引渡しは買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 10 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることができません。
- 11 飯塚市は公売財産について瑕疵担保責任は負いません。
- 12 消費税法に該当する財産の売却決定価額は、入札書の入札価額欄に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額により行います。
- 13 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムの不具合等により公売を中止することがあります。
- 14 入札者等が自己のパスワード等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、飯塚市は何ら補償しません。
- 15 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除きます。

飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱及び飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

(飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱(平成24年飯塚市告示第66号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
構成団体	推薦人数	構成団体	推薦人数
(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市シニアクラブ連合会	1名	飯塚市老人クラブ連合会	1名
(略)	(略)	(略)	(略)

(飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱(平成24年飯塚市告示第145号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>飯塚市シニアクラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱</u> (趣旨)	<u>飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱</u> (趣旨)
第1条 この告示は、本市の高齢者福祉の振興に資する <u>飯塚市シニアクラブ連合会</u> (以下「 <u>飯シ連</u> 」という。)の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。	第1条 この告示は、本市の高齢者福祉の振興に資する <u>飯塚市老人クラブ連合会</u> (以下「 <u>飯老連</u> 」という。)の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動及び高齢者相互支援活動で、明るい長寿社会づくりに資する飯シ連、支部及び単位クラブの活動並びに活動推進員の設置に関する事業とする。

(実績報告)

第5条 飯シ連は、補助金の交付を受けた場合、規則第13条の規定により当該年度終了後、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、高齢者ネットワーク推進事業に係る実績報告は、福岡県老人クラブ連合会に提出する報告書等の写しの提出をもって、実績報告に代えるものとする。

(帳簿の備付け)

第6条 飯シ連は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告の聴取等)

第7条 市長は、飯シ連の補助事業に係る活動及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動及び高齢者相互支援活動で、明るい長寿社会づくりに資する飯老連、支部及び単位クラブの活動並びに活動推進員の設置に関する事業とする。

(実績報告)

第5条 飯老連は、補助金の交付を受けた場合、規則第13条の規定により当該年度終了後、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、高齢者ネットワーク推進事業に係る実績報告は、福岡県老人クラブ連合会に提出する報告書等の写しの提出をもって、実績報告に代えるものとする。

(帳簿の備付け)

第6条 飯老連は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告の聴取等)

第7条 市長は、飯老連の補助事業に係る活動及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、

又は必要な指示をすることができる。

別表(第3条関係)

補助金の名称	補助金の限度額
1 高齢者社会活動推進等事業 (1) シニアクラブ助成事業 (2) 飯塚市シニアクラブ連合 会活動促進事業 ア～ウ (略) (3) (略)	(1) (略) (2) ア～ウ (略) (3) (略)
2 (略)	(略)
3 シニアクラブ活動推進員設 置事業	予算に定める額

又は必要な指示をすることができる。

別表(第3条関係)

補助金の名称	補助金の限度額
1 高齢者社会活動推進等事業 (1) 老人クラブ助成事業 (2) 飯塚市老人クラブ連合会 活動促進事業 ア～ウ (略) (3) (略)	(1) (略) (2) ア～ウ (略) (3) (略)
2 (略)	(略)
3 老人クラブ活動推進員設置 事業	予算に定める額

附 則

この告示は告示の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の飯塚市シニアクラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年6月1日から適用する。